



令和 2 年 4 月 15 日
観 光 庁

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」の公表

観光地域づくり法人の登録制度については、「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」の中間とりまとめ（平成31年3月公表）等を踏まえ、今般、制度の見直しを行うとともに、観光地域づくり法人の役割や取組内容を具体的に解説する「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン～観光地域づくり法人を核とする観光地域づくりに向けて～」を作成いたしました。

本日、本ガイドラインを施行いたしましたのでお知らせします。

観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン（概要資料、本文）については、以下に掲載しています。

URL : http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000049.html

【問い合わせ先】

観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課 観光地域づくり法人支援室

担 当: 吉田、永田、玉那覇

TEL: 03-5253-8111(内線 27-707、27-705、27-719)

03-5253-8328(直通) FAX: 03-5253-8122